



医薬品のお客様へのご提供について

この度、当倶楽部において、お客様よりご要望いただいた際にお渡ししておりました、医薬品のご提供を取りやめることになりました。

これは、お薬を希望されているお客様の持病・アレルギーを把握せず、お渡しすることで、アナフィラキシーショックなどの想定し得ない被害を起こす可能性があるためです。また、薬事法により薬局当販売許可を受けたもの以外によるお客様への医薬品の提供は禁じられていることから、当ゴルフ場としても法令順守の観点よりご提供を取りやめるものです。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後、医薬品のご提供はいたしかねますので、誠にお手数をおかけ致しますが、お客様におかれましては、病気・体調不良の懸念がある場合は、予めご準備をいただくか、ご用意がない場合、周辺の病院・薬局をご紹介いたしますので、ご希望のお客様はフロントまでお問い合わせください。(時間帯や曜日によっては受診やお買い求めいただけない場合がございます)

ご参考 薬事法第24条1項本文

『薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む）してはならない』